

総合工事業者・専門工事業者間における 条件変更時の適正な手順等について

(見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応)



目 次

●はじめに	1
●「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の 適正な手順等に関する指針」策定経緯等	2
●総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の 適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が 異なっていた場合の適正な対応）	3
●資料	
1. 建設工事標準下請契約約款（抄）	11
2. 適正な契約履行のためのアンケート調査概要及び調査結果	14
●参考	
1. 総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に 至るまでの適正な手順等に関する指針	22
2. 平成5年度建設生産システム合理化推進協議会申合わせ 事項の周知等について（建設生産システム合理化推進協 議会より建設大臣届出団体の長あて）	27
3. 平成5年度建設生産システム合理化推進協議会申合わせ 事項の周知等について（建設生産システム合理化推進協 議会より建設省建設経済局長あて）	28
4. 平成5年度建設生産システム合理化推進協議会申合わせ 事項の周知等について（建設経済局長より建設業者団体 の長あて）	29
5. 建設生産システム合理化推進協議会について	30
6. 建設生産システム合理化推進協議会 委員名簿	31
7. 契約締結適正化専門委員会 委員名簿	32



はじめに

平成3年2月、建設省において、「建設産業における生産システム合理化指針」が策定され、総合工事業者と専門工事業者の間に合理的な分業関係を確立し、効果的な生産システムを形成していくため、両者の役割と責任及びこれに対応した建設生産システムの在り方が示されるとともに、同指針の内容を具体化するための基準・ルールづくり等を推進するため、総合工事業者と専門工事業者が対等な立場に立って協議する場を設ける必要性が指摘されています。

これを受け、平成3年8月に建設業者団体の自主的協議機関として、総合工事業者及び専門工事業者からなる「建設生産システム合理化推進協議会」が発足いたしました。

同協議会の年度ごとの活動状況については、平成3年度においては、「建設業における4週6休制の推進に関する申合せ」を行い、鋭意、労働時間短縮の推進に努めているところであり、同4年度においては、協議会の検討テーマの一つとして、「契約締結の適正化」についてとりあげ、その推進方策の検討を行い、総合工事業者と専門工事業者との間における契約締結に至るまでの適正な手順等について、指針として申合せを行いました。

また、平成5年度においては、昨年度の指針の検討過程において是正すべきと指摘されていた工事着工から精算に至るまでの適正な契約履行について、その適正化を図るべく検討を行い、総合工事業者・専門工事業者との間における条件変更時の適正な対応手順等について、指針として申合せを行いました。

本冊子は、総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等に関する指針及びその関係資料を掲載したものであり、建設生産システムの合理化に向け、本申合せの周知、徹底が図られることを切望するものです。

平成6年3月

建設生産システム合理化推進協議会
(事務局：財団法人建設業振興基金)



「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等に関する指針」策定経緯等

1. 目的

工事の着工から精算に至るまでの過程において、見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応（設計・工期・請負代金の変更等）について、片務的な実態を是正するための改善方策を検討するとともに、方策実現のための総合工事業者・専門工事業者の具体的な役割分担の明確化を図る。

2. 検討体制

- 協議会の下に「契約締結適正化専門委員会」を設置し、指針の素案作成を行う。

【専門委員会の構成】

総合工事業者	5名	設備工事業者	2名	
躯体工事業者	2名	学識経験者等	2名	
仕上工事業者	2名	建設省	4名	計17名

3. 検討経緯

平成5年9月から平成6年2月までの6ヶ月間、アンケート調査の実施及び4回にわたる委員会の開催により検討を行った。

- 第1回専門委員会
(平成5年9月13日)
 - ・ 平成5年度専門委員会の検討テーマ確認
 - ・ 検討テーマに関する実態把握、問題点整理等のためのアンケート調査の実施を決定
- アンケート調査の実態
 - ・ 期間：平成5年9月中旬～10月下旬
 - ・ 対象：協議会構成団体傘下会員企業
 - ・ 内容：見積条件と実際の施工条件が異なる場合の対応、設計変更について取り決め 等
- 第2回専門委員会
(平成5年11月4日)
 - ・ アンケート調査結果の報告
 - ・ アンケート調査結果を踏まえた条件変更時の対応手順、精算協議等について意見交換
- 第3回専門委員会
(平成6年1月20日)
 - ・ 指針（案）の検討
- 第4回委員会
(平成6年2月22日)
 - ・ 指針（案）の検討、取りまとめ
- 協議会
(平成6年3月3日)
 - ・ 専門委員会から提出された指針（案）の検討、申合せ



総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について (見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応)

平成6年3月3日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動は、設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等が各々の有する機能を有効に活用し、かつ、複雑に組み合わされ、一丸となって工事の目的物を創り上げることにある。建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、この関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要である。

本協議会では、この分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係について、その片務的な実態を是正し、双方が建設生産活動の協力者（パートナー）という対等な立場に立って、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たす必要があるという契約の原点に立ち返り、総合工事業者、専門工事業者間の契約締結の適正化を推進するための方策を検討しているところである。

昨年度においては、総合工事業者、専門工事業者双方が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項及びその適正な手順を「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」として取りまとめ、業界への周知徹底を図っている。

今年度においては、この指針の検討過程において是正すべきと指摘されていた、工事の着工から精算に至るまでの適正な契約履行、具体的には“見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応”について、その適正化を図るべく検討を行ってきたところである。

総合工事業者と専門工事業者の間で締結される工事請負契約は、

- ・ 契約内容が明確であること
- ・ 契約当事者双方の対等性が確保されていること
- ・ 契約当事者双方の責任範囲が明確であること

が大原則である。契約締結に至るまでに現場説明や図渡しにおいて提示される各種の見積に必要な条件を総合工事業者、専門工事業者双方が確認を行い、不明な事項がないように十分な協議を行うことは、契約当事者としての当然の責務である。

契約締結までに提示された各種見積条件等と現地の条件とが異なっている場合の対応については、設計変更等に関する諸規定においてその対応方法が詳細かつ明確に示されているにもかかわらず、

- ・対応の全般にわたり、書面を用いずに口頭のみで行っていることが多い
- ・特に、総合工事業者から専門工事業者への条件変更時の対応策の指示について、口頭のみで行っていることが多い
- ・変更工事による工事請負代金額の変更の取決め及びその精算方法についても、スムーズに実施されていない

等、特に専門工事業者側から総合工事業者側への不満が多く出されている。

これらの実態を踏まえ、本協議会としては、今一度、業界全体として条件変更時の対応の適正化のため、契約に用いられている「建設工事標準下請契約約款」の「条件変更等」についての規定に着目し、総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な対応手順等を示すことにより、約款の規定内容の正確な理解を得るとともに、適正な対応手順の遵守を図ることを申し合わせるものである。

なお、この申合せに当たり、本協議会としては、総合工事業者、専門工事業者間だけでなく、発注者における条件変更時の対応についても、その対応の迅速さと適正化を強く要望するところであるが、その実現のためにも、まずは総合工事業者と専門工事業者間における条件変更時の対応の適正化を推進するとともに、双方が対等の立場に立った強い協力体制を築き、一体となって合理的な建設生産システムの確立に取り組むものとする。

見積条件と現地の条件とが違ふ場合の対応手順

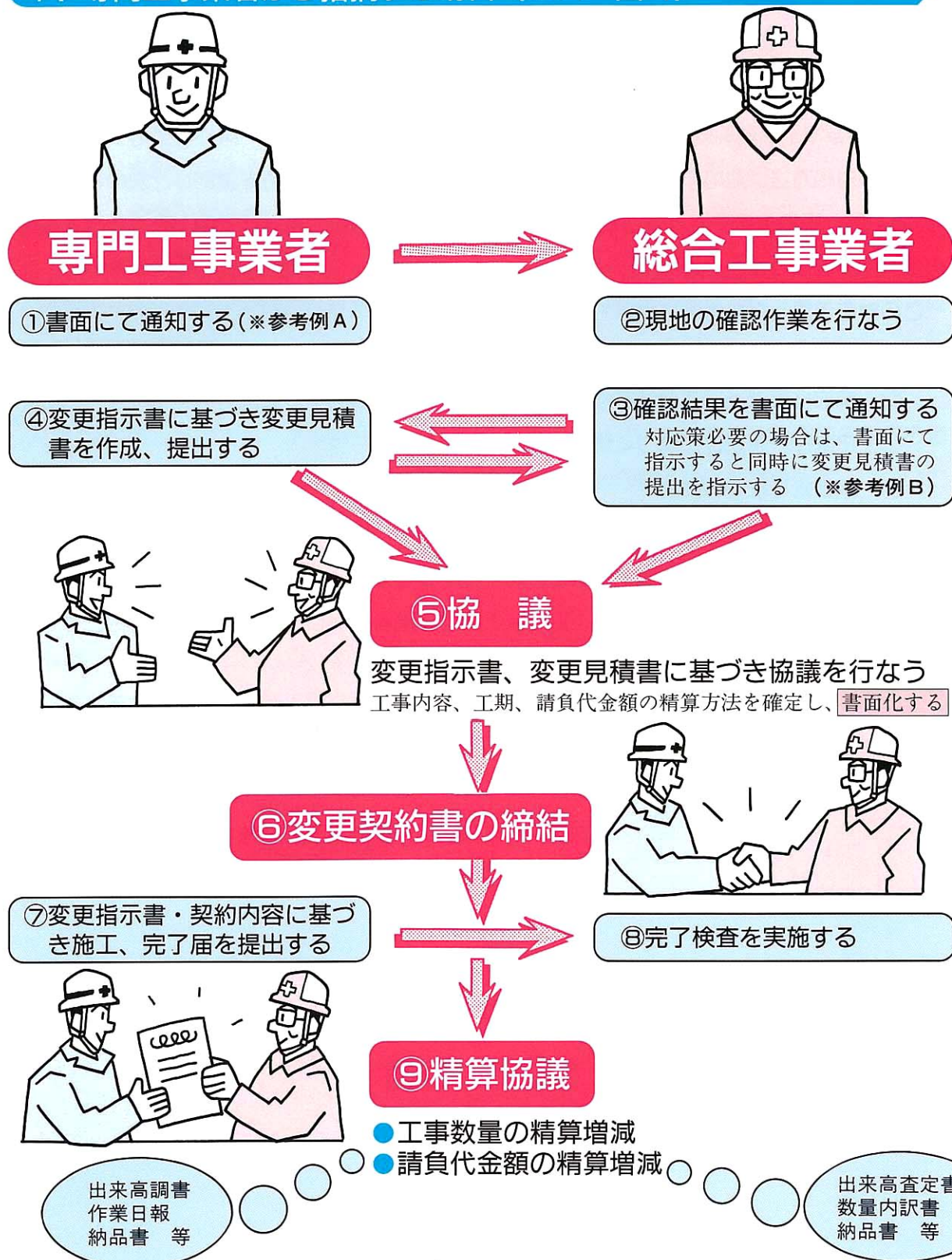
「建設工事標準下請契約約款（昭和52年：中央建設業審議会）」第18条「条件変更等」に規定されるその対応方法、対応手順及び本協議会において検討された意見等を集約し、次のとおり、『見積条件と現地の条件とが違ふ場合の対応手順』及び『対応に当たって用いられるべき書面の参考例』を取りまとめた。

この対応手順及び参考例に提示された主旨としては、

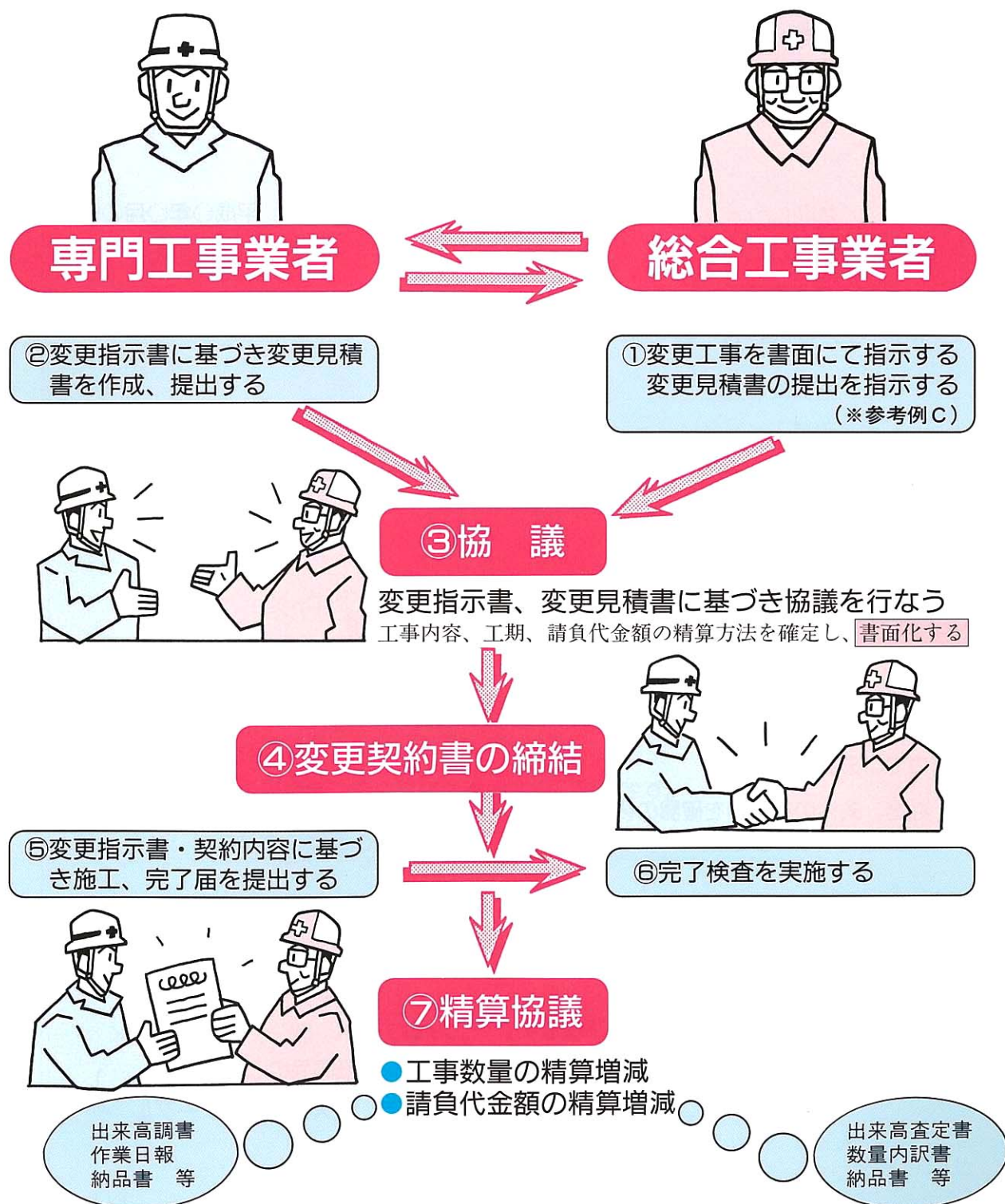
- ① 書面主義の徹底
- ② 契約当事者としての対等性の確保を前提とした協議の場の確保
- ③ 正確性、迅速性に基づく積算能力の向上
- ④ 原価管理能力の向上
- ⑤ 書類の整備の推進

以上の5項目として捉え、総合工事業者、専門工事業者双方は、条件変更時の対応の適正化のために、この主旨を十分認識のうえ、取りまとめた手順等に従って対応に当たるものとする。

1. 専門工事業者から指摘する場合（フロー図-1）

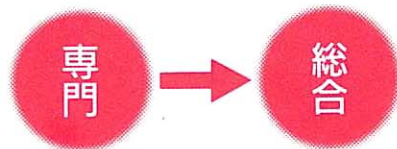


2. 総合工事業者から指摘する場合（フロー図-2）



※ 対応に当たって用いられるべき書面の参考例

1. 専門工事業者から指摘する場合（フロー図－１）
（Ａ）条件の確認通知（専門工事業者→総合工事業者）



平成○年○月○日

〇〇建設株式会社

××××工事作業所

所長 △ △ △ △ 殿

□□建設株式会社

現場代理人 ☐ ☐ ☐ ☐ ☒

条件変更の確認通知書

下記工事について、貴社より提示された施工条件と現地条件にちがいが生じておりますので、確認願います。

なお、条件のちがいを確認の後、変更についての指示を至急願います。

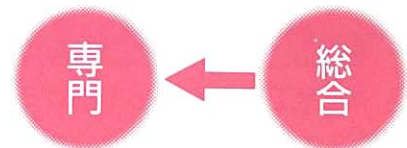
記

××××工事（例：基礎工事）

提示条件 …………… (例：地下埋設物 ～ なし)

現地条件 ……………〔例：〃 ～ あり：別紙図面のとおり
ガス管・電話ケーブル〕

以上



(B) 条件変更の確認、指示 (総合工事業者→専門工事業者)

平成○年○月○日

□□建設株式会社

現場代理人 ◇ ◇ ◇ ◇ 殿

○○建設株式会社

××××工事作業所

所長 △ △ △ △ 印

条件変更の確認書及び変更指示書

貴社より通知のありました件につきまして、条件のちがいを確認致しましたので、
下記のとおり、変更工事の指示を致します。

なお、変更工事についての見積書を至急提出願います。

また、変更契約のための協議を○月○日○時より○○にて行います。

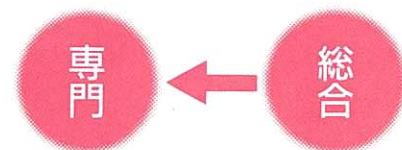
記

××××工事 (例：基礎工事)

変更条件 …………… (例：地下埋設物盛替工事
ガス管・電話ケーブル)

以上

2. 総合工事業者から指摘する場合（フロー図－2）
（C）条件変更の指示 （総合工事業者→専門工事業者）



平成○年○月○日

□□建設株式会社

現場代理人 ◇ ◇ ◇ ◇ 殿

○○建設株式会社

××××工事作業所

所長 △ △ △ △ 印

条件変更による変更指示書

下記工事について、条件変更により変更工事の指示を致します。

なお、変更工事についての見積書を至急提出願います。

また、変更契約のための協議を○月○日○時より○○にて行います。

記

××××工事（ 例：土工事 ）

当初条件 …………… （ 例：機械掘削工 ）

変更工事 …………… { 例：人力掘削工
別紙図面のとおり }

以上



資料 1

建設工事標準下請契約約款(抄)

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求める。

- 一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと
 - 二 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬または脱漏があることを含む。）
 - 三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
 - 四 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、その指示を含む。）を書面をもって乙に通知する。
- 3 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。この場合において、工期又は請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。

甲：総合工事業者（元請負人）

乙：専門工事業者（下請負人）

解 説

【第1項】

(1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと……

⇒ 自然的又は人為的な施工条件を除く工事現場の状態をさす。

【具体的事例】

- 掘削する地山の高さがちがっている。
- 埋め立てるべき水面の深度がちがっている。

(2) 設計図書の表示が明確でないこと……

⇒ 交付された設計図書において表示すべきことが欠落していたり、又は表示されていてもその表示内容が具体的でなく、実際の施工に支障をきたす場合等をいう。

また、設計図書自体において図面と仕様書とが符合していないこと及び設計図書に間違いや抜け落ちなどがある場合も含む。

【具体的事例】

- 図示されるべき形状、寸法等が欠落している。
- 仕様書の内容と図面とが一致していない。

(3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること……

⇒ 現場説明や図渡し等で提示された制約条件や施工条件が現場のそれと異なっている場合をいう。

【具体的事例】

- 自然的な施工条件……地質、湧水、地下水の水位等がちがっている。
- 人為的な施工条件……

{	地下埋設物、地下工作物等の有無がちがっている。
	土地（捨）場、通行路の指定がちがっている。
	工事用地の確保未済のため、着工できない。

(4) 設計図書で明示されていない施工条件について予想することができない特別な状態が生じたこと……

⇒ 工事現場の周辺環境により特に予想し得なかったものが発生した場合をいう。

【具体的事例】

- 自然的な施工条件……大量降雨等による地盤の変化、有毒ガスの突出
- 人為的な施工条件……
 - 交通規制による通行路の変更及び作業時間帯の変更
 - 第三者による工事（事業）への妨害等

専門工事業者は、(1)、(2)、(3)、(4)の事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を総合工事業者の現場監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

【第2項】

総合工事業者の監督員は、専門工事業者から第1項に掲げる事項の事実確認を求められたとき、又は自ら第1項に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果を専門工事業者へ書面をもって通知しなければならない。

その際、とるべき措置を指示する必要がある場合は、その指示についても専門工事業者に書面をもって通知しなければならない。

【第3項】

第1項に掲げる事実が総合工事業者及び専門工事業者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正、又は工事内容、工期、請負代金額の変更を行う。

なお、設計図書の訂正、工事内容の変更については、必ずしも総合工事業者と専門工事業者とが協議する必要はないが、工期及び請負代金額の変更については、両者の協議により決定するものとされている。



資料 2

適正な契約履行のためのアンケート調査概要

1. 目的

工事の着工から精算に至るまでの過程において、見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合における総合工事業者、専門工事業者双方の適正な対応方策及びそれぞれの対応の段階ごとに守るべき事項を明確にするため、対応の実態を把握し、問題点及び検討内容の整理を進めるための参考資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象

協議会構成団体傘下会員企業 480社（1団体あたり30社：16団体）

3. 調査内容

総合工事業者（5団体：150社）、専門工事業者（11団体：330社）に区分し、見積条件と実際の施工条件が異なる場合の対応の実態について、次の項目を調査した。

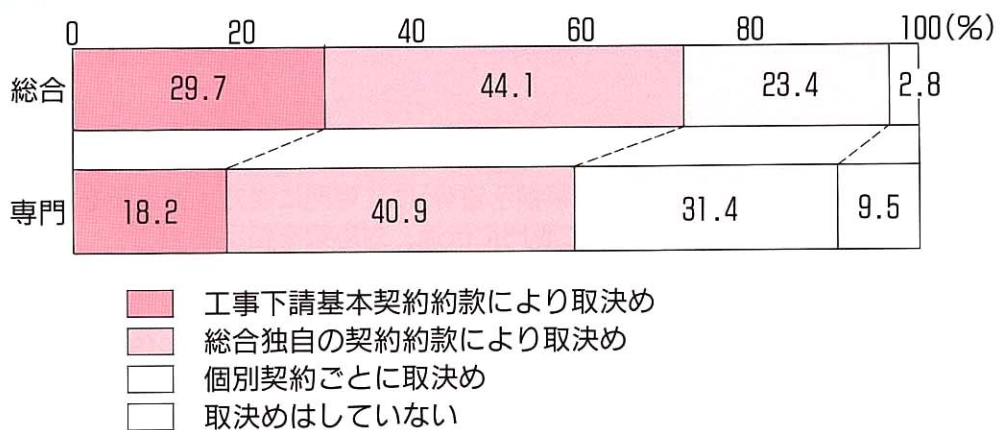
- | | | |
|------|-----------------|-------------------|
| 【項目】 | ●設計変更についての取決め | ●工事の進捗状況 |
| | ●相違する条件の具体的項目 | ●変更の精算方法と協議 |
| | ●自社の対処方法 | ●設計変更に関する諸規程の運用状況 |
| | ●契約相手方の対応とその満足度 | 等 |

4. 調査結果

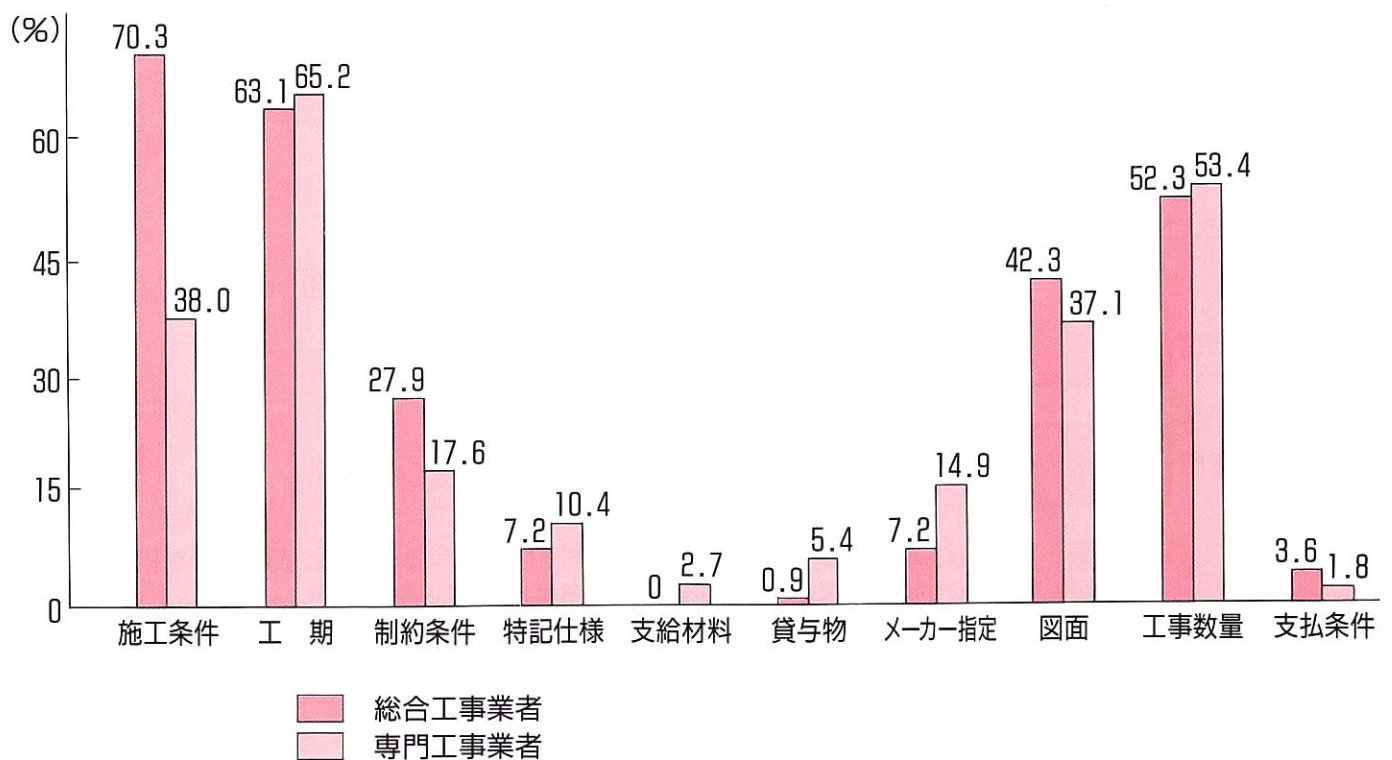
次頁のとおり

適正な契約履行のためのアンケート調査結果

1. 請負契約締結時の設計変更についての取決め



2. 契約締結後、施工を進める過程において、当初と実際が異なる条件項目

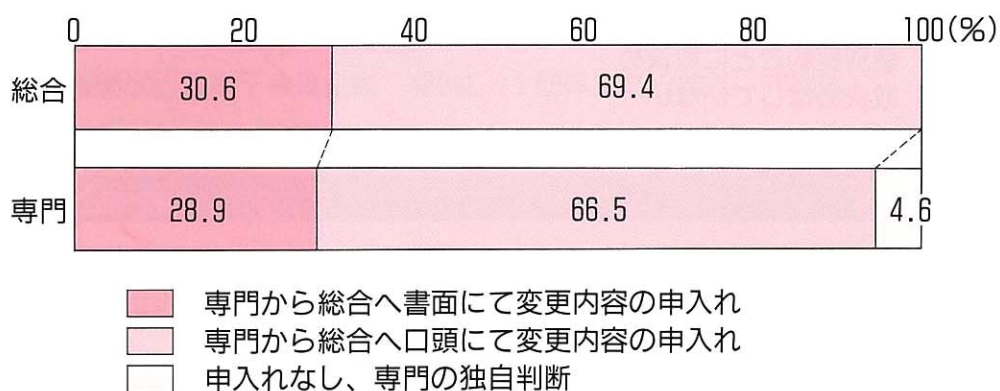


3. 当初条件と実際が異なる場合の対処

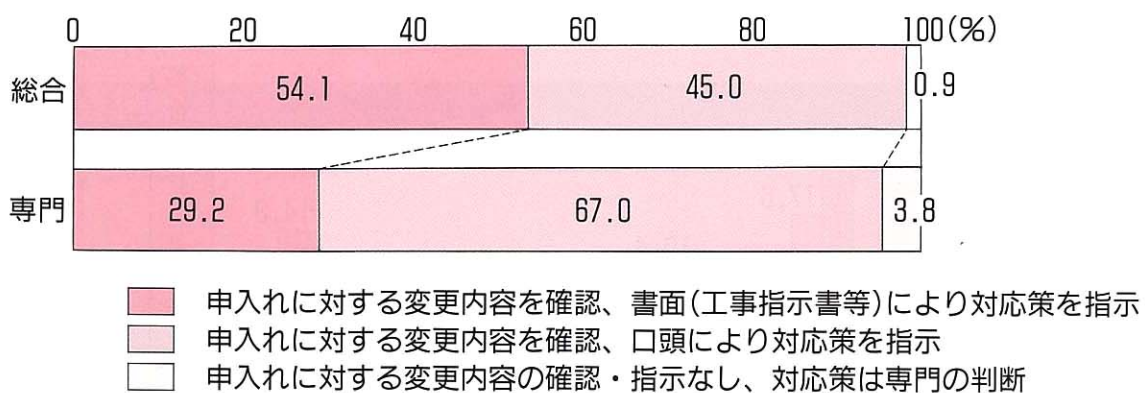
(1) 総合工事業者から指摘する場合



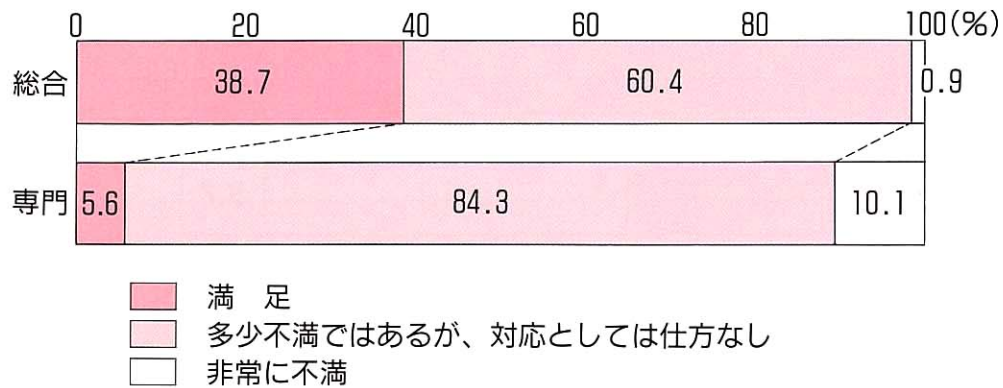
(2) 専門工事業者から指摘する場合



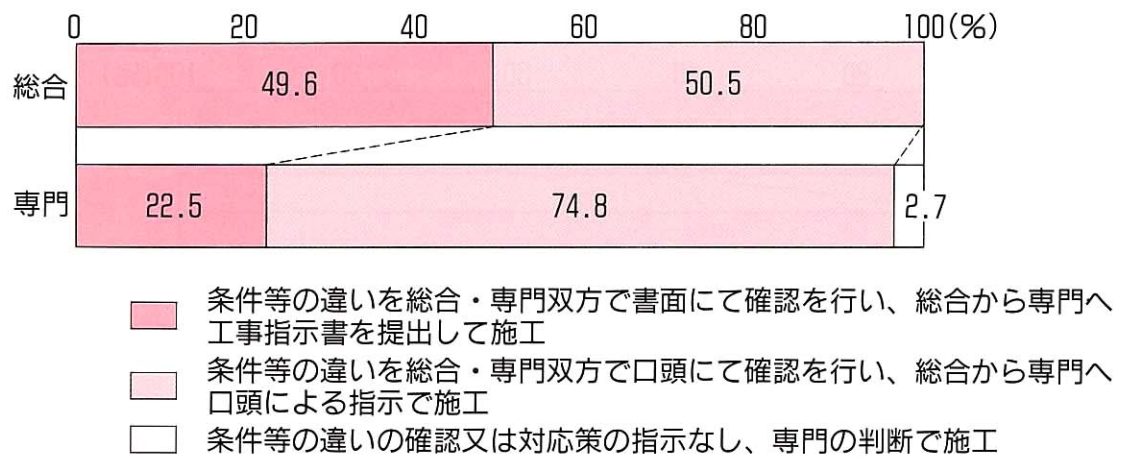
4. 3 (2) の申入れに対する総合の対応



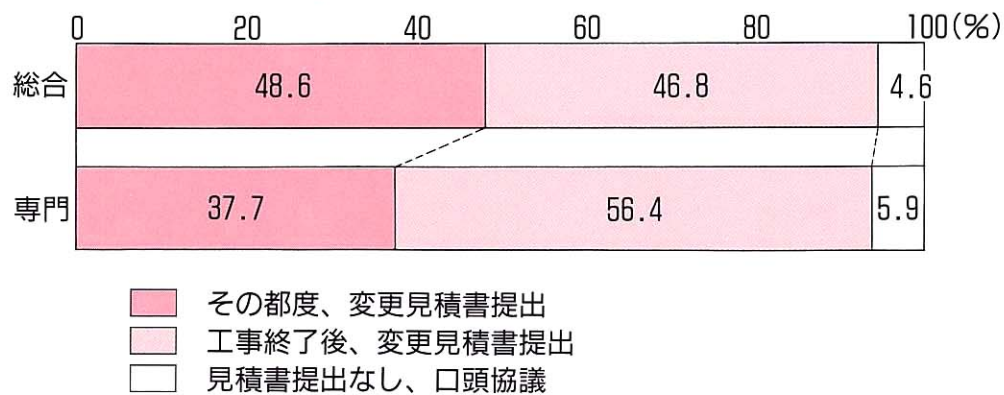
5. 4.の対応に対する専門の満足度



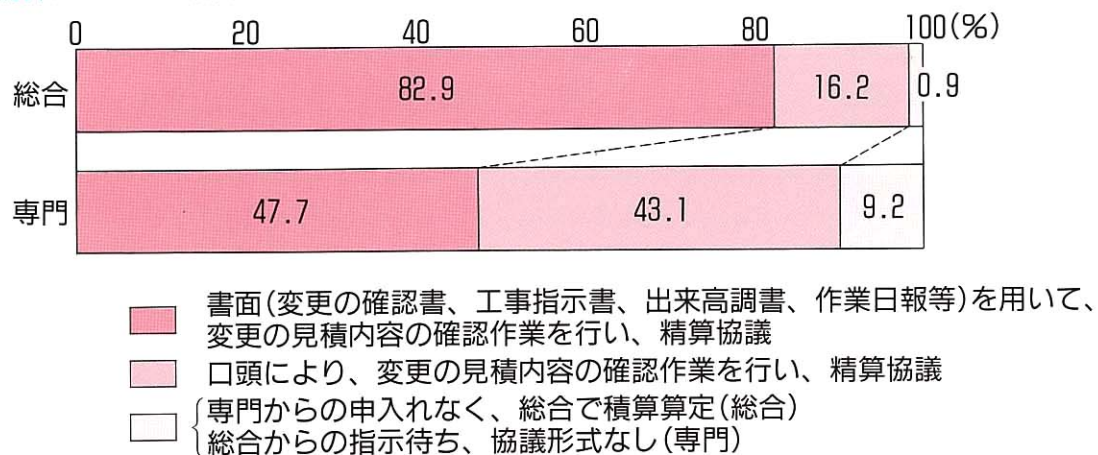
6. 条件等が異なる場合の工事の進捗状況



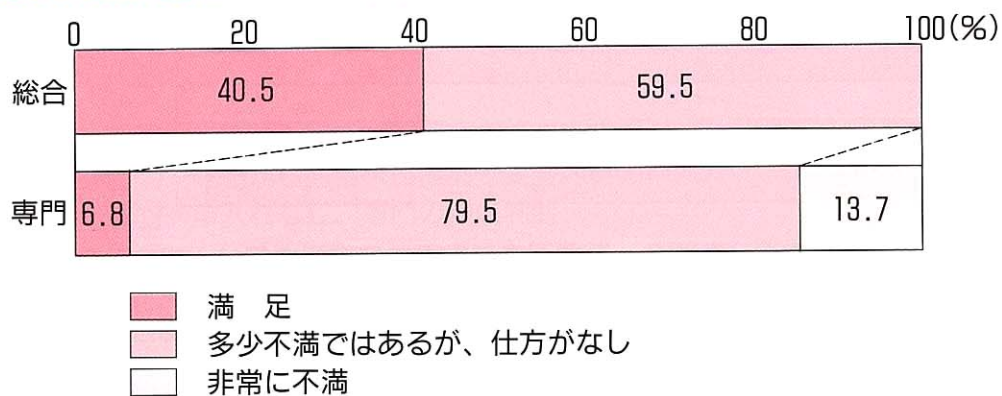
7. 変更事項についての精算方法



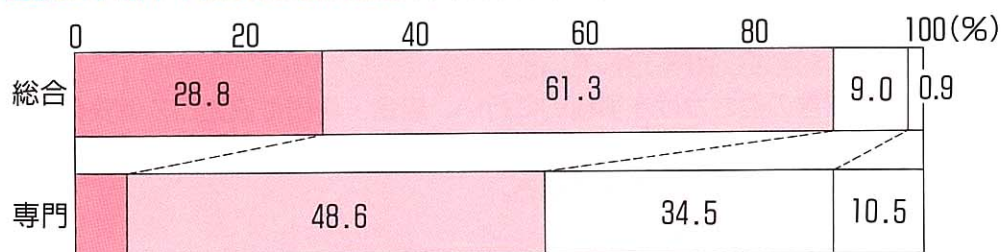
8. 精算についての協議



9. 変更等の精算結果についての専門の満足度



10. 設計変更等に関する諸規定（建設業法第19条、工事下請基本契約約款第25条及び第26条、
建設工事標準下請契約約款第18条及び第19条等）の運用



- 全般的に適正に運用
- 相手の対応次第、比較的よく運用
- 相手の対応次第、あまりよく運用されていない
- 全般的に適正な運用されていない

11. 変更等の対応についての要望事項（自由回答・要約）

【総合の意見】

- ①専門側の原価管理能力を高めて欲しい。
 - 厳しい原価への対応努力が不足している。
 - 総合への原価改善の働きかけを積極的に行い、総合・専門が協力して解決策を見出す環境を作ることが重要。
- ②変更が生じた場合の速やかな対応を求める。
 - ⇒
 - 変更申出は速やかに行うこと
 - 変更見積書を速やかに提出すること
 - 変更に関する打合事項を確実に書面化すること
- ③発注者への対応を円滑に実施するために、総合と専門が変更についての協力体制を確立することが必要。
 - ⇒
 - 迅速かつ正確な見積書
 - 変更内容の明確な書類
 - 迅速な変更工事施工への対応

【専門の意見】

- ①変更に関する情報の迅速な伝達及び正確な対応を求める。
 - 口頭による対応が多い。
 - 総合側の担当者によって対応が異なることが多い。
 - 専門からの申入れに対して、対応されないことがある。（突貫工事を強いられた場合や仕上がった工事物のその後のキズ、汚れ等に対する補修工事等について）
- ②精算についての迅速な対応を求める。
 - 総合側は工程を進めることのみに傾注し、精算が後手後手になっている。
 - 発注者との決定がないと精算に応じてくれない。（専門側が支払済の場合でも）
 - 馴れ合いが多く、力関係が表面化する。
 - 協議の場がなく、一方的に総合側が判断することが多い。
- ③その他
 - 発注者への変更の対応を十分に行って欲しい。
 - 総合側担当者の経験不足、知識不足の改善に努めて欲しい。
 - 書面の重要性を強く認識して欲しい。
 - 上下関係でものが言えない環境を改善する努力が、専門・総合共に不足している。

参 考





参 考 1

総合工事業者・専門工事業者間における契約 締結に至るまでの適正な手順等に関する指針

平成6年3月3日

建設生産システム合理化推進協議会

建設産業の生産活動は、設計者、総合工事業者、専門工事業者、資機材業者等が複雑に組み合わされて行われている。建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要である。

この分業関係のうち、総合工事業者、専門工事業者間の契約関係については、その片務的な実態を是正し、双方が建設生産活動の協力者（パートナー）という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であり、平成4年3月建設省において策定された「第二次構造改善推進プログラム」においても、契約締結に至るまでの適正な手順の明確化等を図ることが重要な事業の一つとして位置付けられているところである。

総合工事業者、専門工事業者間の契約締結の実態は、多種多様となっており、本来、書面によるべき重要な情報伝達が口頭で行われていることが多いこと、工事の着手が契約より先行している場合があること等、総合工事業者、専門工事業者それぞれの立場で多くの問題点を抱えている。また、工事金額の折衝において、見積費目の重要性和双方対等の立場での協議の必要性が指摘されているところである。

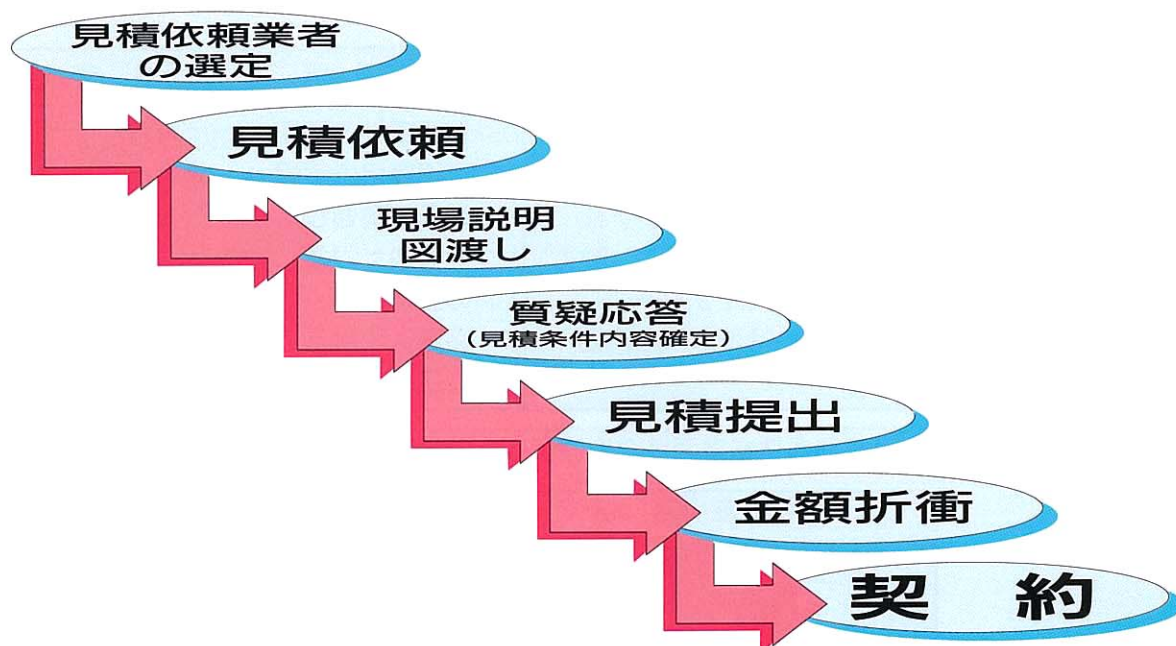
本協議会は、こうした実態を踏まえ、工事の着手前に適正な契約が締結されることを前提に、次のとおり、契約締結に至るまでの適正な手順及び総合工事業者、専門工事業者が契約締結に至るまでの各段階において実施すべき事項を指針として申し合わせるものである。

また、本協議会構成団体は、傘下会員企業に対し本指針の周知徹底を図り、契約締結に至るまでの手順等の適正化に努めるものとする。

1. 契約締結に至るまでの手順等について

(1) 契約締結に至るまでの手順

総合工事業者、専門工事業者間における契約締結に至るまでの手順は、次のとおりとする。



(2) 契約締結に至るまでの手順の実施方法

契約締結に至るまでの手順である見積依頼、現場説明、質疑応答、見積費目の提示、費用負担の取決めは、書面を用いることとし、必要に応じて口頭による説明を加える等、伝達事項の詳細について、総合工事業者、専門工事業者双方の意思の統一を図る。

(3) 見積依頼時の提示事項

見積依頼において、総合工事業者は専門工事業者に対し、次の事項を書面にて提示する。

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 工 期
- ④ 担当工事の概要
- ⑤ 支払条件
- ⑥ 現場説明・図渡しの日時・場所

なお、以上の項目のほか、必要に応じてその他の事項を追加提示する。

2. 契約締結に至るまでの各段階で実施すべき内容について

(1) 現場説明

現場説明において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総 合 工 事 業 者	専 門 工 事 業 者
- 見積条件の明確化（注1） - 見積費目の提示（注2） - 原則として現地に於て開催 - 工事に精通した社員の出席 - 工事監督担当者の出席（注3） - 図面から読み取れない特殊事項の説明	- 見積条件の確認 - 見積費目の確認 - 業務に精通した社員の出席 - 受領した図面、仕様書等による質疑事項の整理 - 図面と現地との不具合が生じた場合の総合工事業者との詳細図等による確認

（注1）次に掲げる見積条件を書面により提示し、必要に応じて口頭で説明する。

条 件	内 容
1. 施工場所	立地条件等
2. 工 期	全体工程及び当該工事工程等
3. 制約条件	作業時間帯制限等
4. 特記仕様	工法指定等
5. 支給材料	材料支給の有無等
6. 無償貸与物	仮設材等の貸与等
7. 製品メーカーの指定	使用材料のメーカー指定の有無
8. 見積書の提出期限	

なお、以上の項目のほか、施工計画書の提示等を考慮することが望ましい。

（注2）見積金額の算出根拠を明確にし、適正な金額折衝を可能とするため、使用する見積費目を書面にて提示するとともに、各費目の具体的内容を双方で確認する。なお、必要に応じて口頭で説明する。

【標準的な見積費目】



（各費目については、安全に十分配慮するものとする。）

（注3）必要に応じて、設計者の出席にも配慮する。

(2) 図渡し

図渡しにおいて、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総 合 工 事 業 者	専 門 工 事 業 者
● 正確かつ見積作業に十分な図面、仕様書の提示 ● 数量調書の提示 ● 業務分担区分を明確にした詳細図、仮設計画図の提示	● 見積作業に必要な図面、仕様書の確認 ● 受領した図面、仕様書、工程表等による見積範囲の確認

(3) 質疑応答

質疑応答において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総 合 工 事 業 者	専 門 工 事 業 者
● 担当者の明示 ● 職務上権限を有する者の対応 ● 迅速かつ正確な対応 ● 記録（書面）の保存	● 担当者の明示 ● 質問内容の明確化 ● 迅速な質問 ● 記録（書面）の保存

(4) 見積提出

見積提出において、総合工事業者、専門工事業者それぞれが実施すべき内容は、次のとおりとする。

総 合 工 事 業 者	専 門 工 事 業 者
● 依頼内容、現場説明時の提示条件等が満たされているかの確認 ● 安全面が十分配慮されているかの確認 ● 欠落部分の明確な指示	● 依頼内容、現場説明時の提示条件等を満たしているかの確認 ● 安全面を十分配慮しているかの確認 ● 欠落部分についての迅速な対応

3. その他

(1) 費用負担の明確化

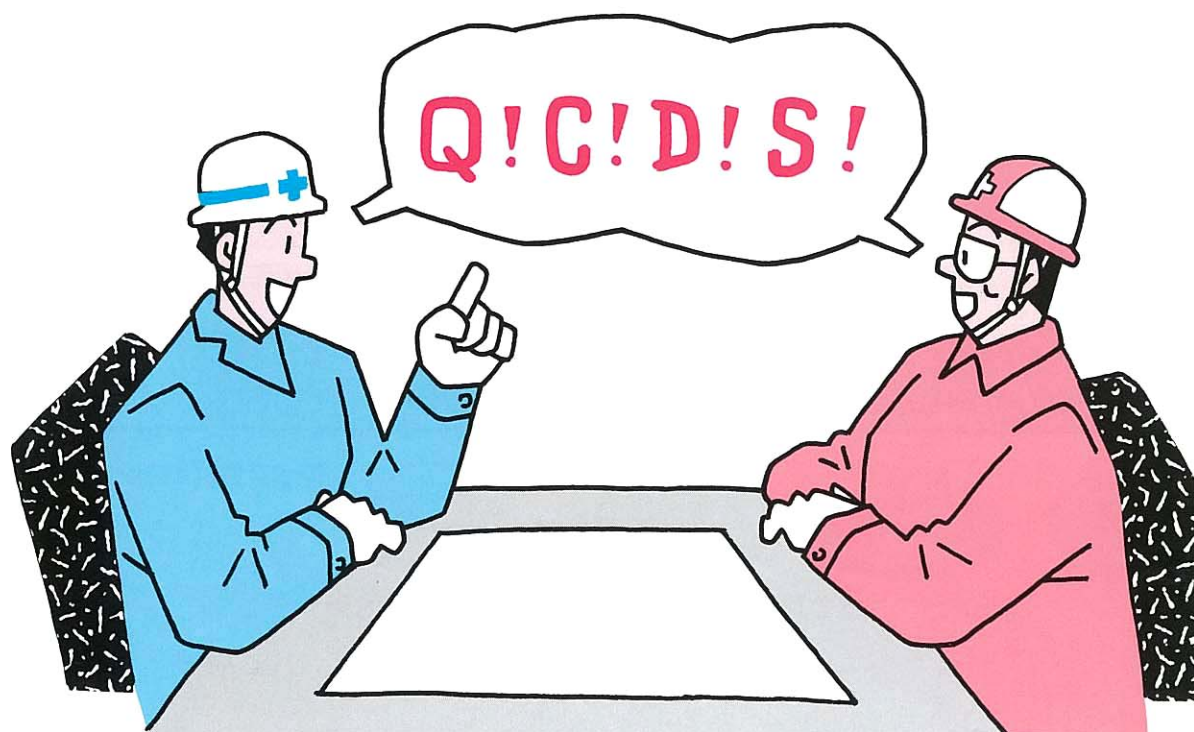
仮設の内容、残材処理費の負担、動力用水光熱費の負担、片付け・清掃の分担等については、総合工事業者、専門工事業者双方が書面にて明確にしておく。

(2) 協議の機会

契約締結に至るまでの各段階において、総合工事業者、専門工事業者双方で協力者（パートナー）として対等な立場を確保しつつ、見積条件や費用負担の取決め及び施工図関係、施工管理業務の各々の役割分担等について協議する機会を持ち、書面等において不明な点を残さぬようにしておく。

(3) 適正な請負契約の締結のための準備

契約締結の際、契約変更等建設業法第19条第1項に規定されている事項についての対応が的確になされ、建設工事標準下請契約約款等に基づき、適正に請負契約が締結されるよう、事前に十分な協議を行う。





参 考 2

平成6年3月3日

建設大臣届出団体の長 あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成5年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別の高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設産業の健全な発展を図り、効率的な建設生産システムを築き上げるためには、関係業者間における合理的な分業関係を確立することが必要であり、総合工事業者、専門工事業者双方が建設生産活動の協力者という対等な立場を確保するとともに、それぞれが自らの役割を深く認識し、確実にその責任を果たすことが必要であります。

このような認識の下、当協議会では、平成5年度の検討テーマとして、「建設技能労働者の教育訓練の充実」及び「契約締結の適正化」を取り上げ、その推進方策について検討してまいりましたが、別添のとおり取りまとめ、申合せを行ったところでございます。

今後協議会では、これらの申合せに基づき、鋭意、建設生産システム合理化の推進に努めてまいる所存でございます。

つきましては、貴団体におかれましても、これら申合せの趣旨にご理解を頂き、申合せの周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



参 考 3

平成6年3月3日

建設省建設経済局長 あて

建設生産システム合理化推進協議会

平成5年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について（協力依頼）

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当協議会の活動につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、平成5年度の検討テーマとして、「建設技能労働者の教育訓練の充実」及び「契約締結の適正化」を取り上げ、その推進方策について検討してまいりましたが、別添のとおり取りまとめ、申合せを行ったところでございます。

今後協議会では、これらの申合せに基づき、鋭意、建設生産システム合理化の推進に努めてまいり所存でございます。

つきましては、貴省におかれましても、これら申合せの趣旨にご理解を頂き、申合せの周知等につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



参 考 4

建設省経構発第6号
平成6年3月23日

建設業者団体の長あて

建設経済局長

平成5年度建設生産システム合理化推進協議会申合せ事項の周知等について

総合工事業者と専門工事業者が対等の立場に立って、建設生産システムが抱える種々の問題の解決に向けて具体的な基準・ルール等を確立するための自主的な協議の場である「建設生産システム合理化推進協議会」において、平成3年度より「4週6休制の先行的実施について」、「契約締結に至るまでの適正な手順について」それぞれ申合せが行われ、現在、その推進に向け鋭意努力がなされているところである。

平成5年度においても「建設生産システム合理化推進協議会」において、活発な協議が行われた結果、平成6年3月3日、「建設技能労働者の教育訓練の充実」及び「契約締結の適正化」について申合せが行われるとともに、別紙の通り、「建設生産システム合理化推進協議会」より建設省建設経済局あて、これらの申合せに基づき、建設技能労働者の教育訓練の充実及び契約締結の適正化について建設業界に対する周知・指導方要請があったところである。

については、本要請の趣旨を踏まえ、建設技能労働者の教育・訓練体制を整備し、その推進を図ること、また、工事の着工から精算に至るまで契約の履行が適正になされるよう傘下建設業者に対する周知・指導について、特段のご配慮方お願いする。



参 考 5

建設生産システム合理化推進協議会について

1. 目 的

「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、合理的な建設生産システムの確立を図るためには、同指針の内容を具体化することが不可欠であることに鑑み、総合工事業者、専門工事業者のそれぞれが対等の立場に立って協議し、両者間における具体的な基準・ルールづくり等を推進するため、建設業者団体の自主的協議機関として、建設生産システム合理化推進協議会を設けるものとする。

2. 事業内容

総合工事業、専門工事業の実務者クラスにより建設生産システムに係る諸問題について協議し、その解決方策を検討するものとする。

3. 設 立

平成3年8月8日

4. 構 成

協議会は、総合工事業者、専門工事業者、学識経験者、行政等による委員で構成し、業界委員は、業種に配慮して選定された団体の代表者（当該団体の担当委員長等）とする。

- | | | |
|---------|-----|--|
| ①建設業者団体 | 16名 | { 日建連、土工協、建築協、道建協 より2名
全建、全中建、日建経、日本軀体
日機協、日建大協、全鉄筋、日塗装
全室協、JCIF、日板協、日空衛
全管連、電設協 } 各1名 |
| ②学識経験者等 | 7名 | { 大学教授 3名
振興基金、教育センター、全建、全国建産連 各1名 |
| ③建 設 省 | 4名 | { 建設業課長、建設振興課長
労働資材対策室長、建設業構造改善対策官 |



参 考 6

建設生産システム合理化推進協議会 委員名簿 (平成6年3月現在)

建設業者団体

石 村 恒	鹿島建設(株)労務安全部長	(日建連・土工協・建築協・道建協)
井 口 昌 彦	(株)竹中工務店取締役生産本部長	(日建連・土工協・建築協・道建協)
米 山 卓	(株)ナカノコーポレーション取締役社長	(全 建)
深 澤 正	深澤建設(株)代表取締役社長	(全中建)
小 川 喜 弘	大都工業(株)取締役社長	(日建経)
関 根 久 男	関根建設(株)代表取締役社長	(日本躯体)
山 崎 善 弘	山崎建設(株)代表取締役会長	(日機協)
長 南 和 鋭	(株)長南工務店代表取締役	(日建大協)
宮 田 一 郎	(株)佐藤工務店取締役副社長	(全鉄筋)
佐 藤 吉 平	佐藤興業(株)代表取締役社長	(日塗装)
加 藤 保 二	加藤産業(株)代表取締役社長	(全室協)
吉 田 幸 雄	マルヨシ吉田装飾(株)代表取締役	(JCIF)
臼 井 昇	臼井工業(株)代表取締役会長	(日板協)
高 橋 恵	新菱冷熱工業(株)代表取締役副社長	(日空衛)
大 橋 與 一	(有)大橋水道設備代表取締役社長	(全管連)
小 島 兼 芳	(株)雄電社代表取締役社長	(電設協)

学識経験者等

(委員長) 古 川 修	(財)建築コスト管理システム研究所理事長
(副委員長) 内 藤 洋 介	産能大学経営情報学部教授
谷 卓 郎	職業能力開発大学校建築工学科教授
大 森 敬 介	(財)建設業振興基金専務理事
広 瀬 優	(財)建設産業教育センター専務理事
中 川 澄 人	(社)全国建設業協会専務理事
小 野 澄 治	(社)全国建設産業団体連合会事務局長

建 設 省

竹 歳 誠	建設省建設経済局建設業課長
折笠竹千代	建設省建設経済局建設振興課長
桜 井 康 好	建設省建設経済局労働資材対策室長
有 木 久 和	建設省建設経済局建設業構造改善対策官



参 考 7

契約締結適正化専門委員会 委員名簿 (平成6年3月現在)

建設業者団体

櫻田 謙進	清水建設(株)土木東京支店購買部長	(日建連)
沢井 一郎	日本道路(株)総務部長	(道建協)
山田 照二	(株)ナカノコーポレーション専務取締役	(全 建)
佐藤 紘一	深澤建設(株)専務取締役	(全中建)
小林 剛	(株)辰村組取締役営業部長	(日建経)
森本 肇	三和土木工業(株)参与	(日本躯体)
谷口 博士	岸本建設(株)代表取締役社長	(日機協)
河野 玉吉	(株)河野塗装店代表取締役社長	(日塗装)
武田 憲男	(株)高野常務取締役	(JCIF)
高根 靖	三機工業(株)建築設備事業本部取締役営業副本部長	(日空衛)
矢野 善治	(株)関電工取締役営業本部副本部長	(電設協)

学識経験者等

(主査) 内藤 洋介	産能大学経営情報学部教授 (協議会副委員長)
西澤 公陸	(財)建設業振興基金構造改善第一部長

建 設 省

有木 久和	建設省建設経済局建設業課建設業構造改善対策官
日原 洋文	建設省建設経済局建設業課課長補佐
伊藤 英隆	建設省建設経済局建設振興課金融専門官
渡辺 秀樹	建設省建設経済局労働資材対策室課長補佐

建設生産システム合理化推進協議会

事務局／財団法人建設業振興基金 構造改善第一部
〒105 東京都港区虎ノ門4-2-12虎ノ門4丁目森ビル2号館
TEL.03(5473)4572 FAX.03(5473)1593